

## NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

一部抜粋

## 雇用保険法に基づく各種助成金が変わりました

～平成31年4月1日より～

雇用保険法に基づく各種助成金の見直しが行われました。  
平成31年度分に係る制度の見直しや新設された助成金の一部をお知らせします。

助成金の名称	改正後の内容
65歳超雇用推進助成金	<p>①高年齢者雇用環境整備支援コースの廃止</p> <p>②高年齢者評価制度等雇用管理改善コース(新設) 高年齢者の雇用管理制度の導入等に要した経費の一部を助成。 &lt;支給額&gt; 助成率 中小企業事業主 60%(75%) *( )内は生産性要件を満たす場合 中小企業事業主以外 45%(60%) *雇用管理制度の導入等に要した経費は、初回に限り30万円とみなす。</p>
中途採用等支援助成金	<p>①中途採用拡大コース奨励金(拡充) 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、45歳以上の対象労働者を初めて採用した場合。 &lt;支給額&gt;45歳以上 60万円、60歳以上 70万円 *生産性要件を満たす場合は、30万円の上乗せあり。</p> <p>②UIJターンコース奨励金(新設) 内閣府の地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用してUIJターンをした者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部助成。 &lt;助成率&gt;1/3(上限100万円)、中小企業は1/2</p>
両立支援等助成金	<p>①女性活躍加速化コース(見直し) 常時雇用する労働者が300人以下の事業主のみを対象とし、取組目標達成時の支給額を増額。 &lt;取組目標の達成時&gt;38万円(生産性要件を満たす場合48万円)</p> <p>②介護離職防止支援コース助成金(見直し) ・中小企業事業主のみを対象 ・介護休業制度を労働者に利用させた事業主に対する支給は、休業取得時及び職場復帰時にそれぞれ半額ずつ支給 ・1事業主あたりの支給上限について、無期契約・有期契約労働者各1人までから、1年度合計5人までに ・介護支援計画の作成について、休業または制度利用の開始後の作成も可能に</p>
人材確保等支援助成金	<p>①働き方改革支援コース(新設) 時間外労働等改善助成金を受けた中小企業事業主であって、雇用管理改善のための計画を策定し、新たな雇い入れ、及び人員配置の変更、労働者の負担軽減その他の雇用管理の改善に取り組んだ場合。 &lt;支給額&gt; 雇い入れた労働者1人あたり60万円(短時間労働者の場合40万円) 10人分を上限、生産性要件を満たした場合の目標達成助成あり。</p>
キャリアアップ助成金	<p>①賃金規定等改定コース助成金(見直し) 職務評価加算について、1事業主あたりの申請可能回数を1回限りに。</p> <p>②選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金(見直し) 選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者の賃金の引上げを実施した場合の助成額と人数を引き上げ。</p> <p>③短時間労働者労働時間延長コース助成金(見直し) 有期契約労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合の助成額と人数を引き上げ。</p>

詳細は、 [事業主の方のための雇用関係助成金 厚生労働省](#) で検索、ホームページでご確認ください。